



ADVANCED IMAGING SOCIETY

先進映像協会 日本部会

運営規約

改訂履歴	
日付	内容
2011年7月14日	運営規約を設立総会にて承認
2012年5月29日	会費及び会計に関して一部変更
2013年5月30日	幹事会費、事務局、会計監査の変更、運営委員会の発足
2014年5月28日	名称変更、活動の対象に4K、8Kなどの先進映像を含む
2015年5月28日	名称変更、活動の対象にHDR、VRなどの先進映像を含む

2015年6月18日

先進映像協会 日本部会

「先進映像協会 日本部会」規約

第1条 名称

本会は「先進映像協会 日本部会(略称: AIS-J), 以下本会」と称する。

第2条 目的

本会は、第3条に定めた活動を行い、日本の主要な企業・団体・大学と I3DAIS との連携により、日本の3D および 4K、8K、HDR、VR 等の先進映像コンテンツ市場の健全な普及と発展を図ることを目的としている。

第3条 活動

本会は、前条に定める目的を達成するために、以下の活動を行う。

- ・ 先進映像教育・啓発(映画・映像・放送・通信業界の関係者を対象としたセミナー・イベントの開催)
 - 3D University Japan(仮称)の実施(年間 2 回程度, ハリウッドから講師を招聘)
 - 他の機関・団体と連動した、先進映像啓発活動の推進
- ・ 先進映像表彰
 - 日本の先進映像コンテンツの普及・発展に結びつく作品・事例の選定と表彰の実施
- ・ 第7条に定める会議・部会その他前条に定める目的を達成するために必要な会議の開催
- ・ 他の地域の同様の活動グループ(アジア、北米、欧州)との活動内容の情報交換
- ・ 上記に付随するその他の活動

第4条 会員

- 1、 本会の会員は、先進映像コンテンツの制作・流通・利活用に関わる法人及び団体及び学識経験者などの個人とする。
- 2、 会員になるためには、二社以上の会員の推薦を必要とする。入会手続きは本会所定の様式による申し込みで行われ、また会員は書面を本会に提出することにより随時本会を退会することができる。
- 3、 会員は、幹事会員、一般会員、協賛会員に分類される。
- 4、 幹事会員、一般会員は全体会議傘下に組織されるいずれかの委員会にメンバー登録し、積極的に委員会活動に参画する。
- 5、 協賛会員は、本会の目的、及び活動に賛同し、目的の達成に向けて活動を支援する。勧誘に際しては、幹事会の承認を必要とする。
- 6、 本会は、幹事会議の決議を得て、本会にオブザーバー(期間限定)の参加を認めることができる。
- 7、 会員は、独占禁止法等の法令を遵守して本会活動に参加する。

第5条 会費

- 1、 本会は、会員より、年会費(会期は下記会計年度と同一)として下記金額を徴収する。
 - ・幹事会員(法人・団体) 50 万円(年額)
 - ・一般会員(法人・団体) 20 万円(年額)

*但し、10月1日から翌年3月31日までの途中入会は、年会費の半額を徴収する。
- 2、 本会は、協賛会員、オブザーバーからは会費を徴収しない。
- 3、 既に納入した会費は、理由の如何を問わず一切返金しない。
- 4、 本会は、必要に応じ、全体会議の決議を得て、臨時会費を徴収できる。
- 5、 会員が会員資格を次年度も更新したい場合は、その年の4月30日までに次年度会費を支払うものとする。

第6条 役員

- 1、 本会は、役員として会長 1 名、事務局長1名 及び 会計監査2名を置く。役員は会員の中から選出され、会長と事務局長は全体会議の決議を得て承認される。任期は2年とする。但し、再任は妨げない。各役員の役割は以下の通りとする。
 - ・ 会長は本会を統括する。
 - ・ 事務局長は、会長を補佐する。
 - ・ 会計監査は本会の会計を監査する。

第7条 組織

本会は、全体会議、幹事会議、委員会、及び事務局により構成される。

- 1、 全体会議
 - ・ 全体会議は、幹事会員、及び、一般会員全員で構成され、幹事会議での決定に応じ開催する。
 - ・ 全体会議での決議は、会員の 50%超の投票により、その投票数の 50%超の承認を得て決定される。
- 2、 幹事会議
 - ・ 幹事会議は、幹事会員で構成され、本会全体の活動方針、活動計画及び費用計画の立案並びに決定を行う。
 - ・ 幹事会議の決議は、多数決をもって決定される。
- 3、 委員会
 - ・ 目的別に活動を企画・推進する実行組織で、全会員が必ず一つ以上の委員会に所属・活動する。
 - ・ 本会は必要に応じ、幹事会議の決議をもって、委員会の新設及び改廃を行うことができる。
 - ・ 委員長は、幹事会議が決定、任命する。委員長は随時メンバーを召集し、諸活動を統括、実行する。
 - ・ 委員長は、必要に応じて副委員長を任命できる。
- 4、 事務局
 - ・ 事務局は早稲田大学 理工学術院 河合隆史研究室が担当する。
住所 〒169-8555 東京都新宿区大久保 3-4-1
電話 03-5286-2853
 - ・ 事務局は、幹事会議の決定により変更できる。

第8条 会計

- 1、 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。但し、3月31日以前に納入された年会費は除くものとする。
- 2、 本会の会計は事務局が担当する。

付則

- 1、 本規約は必要に応じ、幹事会議の提案を元に、全体会議の決議を得て改定できる。
- 2、 本会の目的に反する活動をした会員については、会員間で話し合っ、対応を決める。

別紙

2015 年度 役員

<会長>

河合 隆史（早稲田大学 基幹理工学部 表現工学科・教授）

<事務局長>

金 相賢（早稲田大学 基幹理工学部 表現工学科・助手）

<会計監査>

灰原 光晴（株式会社 IMAGICA）

委員会

- | | |
|------------|------------------------------|
| ・ 運営委員会 | 本部会の活動全般に関わる具体的方針の策定 |
| ・ 教育・啓発委員会 | 教材・コース開発、セミナー・イベントの開催 |
| ・ 表彰委員会 | 作品・事例動向のリサーチ・評価、イベントの開催 |
| ・ 調査・立案委員会 | AIS との連携と、コンシューマへの周知事項の検討・発信 |